

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 福井国民年金 事案 303

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月から 50 年 2 月まで  
② 昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 9 月頃に、母親の勧めにより A 役場（現在は、B）で国民年金の加入手続きを行い、保険料は同役場から送付された納付書により母親が納付してくれていた。

昭和 49 年 7 月に、C 社に入社し、厚生年金保険に加入した後も、母親が、役場から届けられた国民年金の納付書で納付を続けていた。

記録では、厚生年金保険加入期間の国民年金保険料が、その後に還付されたこととなっているが、私は還付を受けた記憶は無い。

また、昭和 50 年 5 月に C 社が倒産したので、すぐに国民年金の再加入手続きを行い、保険料は、私が渡していたお金の中から母親が役場か金融機関で納めてくれていたので、申立期間②の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、10 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、複数回の転居手続きも適切に行っている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 9 月 25 日に払い出され、20 歳に到達した同年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得しているところ、同年同月から同年 3 月までの保険料を同年 12 月 31 日に過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 50 年 5 月に C 社を退職後、51 年 10 月から国民年金の付加保険料を納付していることが確認できることから、退職から

同年同月までの期間に国民年金の再加入手続を行ったものと考えられ、当該期間において、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、国民年金に再加入した時点で、納付可能な申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

- 2 申立期間①については、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、申立人は昭和 49 年 2 月 25 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間を含む同年同月から 50 年 2 月までの保険料が還付されていることが確認できるとともに、オンライン記録を見ると、申立人の C 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 49 年 7 月 1 日であることが判明したことから、同年 2 月から同年 6 月までの保険料の還付については、誤った処理であったとして、平成 24 年 4 月 2 日に国民年金の納付済み期間に訂正されていることが確認できる。

申立人については、上記のとおり、国民年金保険料の還付処理に誤りがあったことは認められるものの、申立人の特殊台帳の備考欄には、昭和 49 年 2 月から 50 年 2 月までの保険料（一部期間の付加保険料を含む。）について、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はみられず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福井国民年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 6 月まで

私は、昭和 59 年\*月に父が急死したため、A市から実家のあるB村（現在は、C町）に戻った。帰村後、A市に居住していた時期に国民年金保険料を納付していない期間があることを知ったので、母が、B村役場（現在は、D）に相談に行き、遡って納付できるとの説明を受けて、3か月単位で納付してくれていた。

未納分を全て払い終えた際、嬉しかったことを覚えており、申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 7 月から 59 年 7 月までの未使用の過年度納付書を所持しているところ、当該納付書は、60 年 8 月 19 日付けでE社会保険事務所（当時）が発行したものであることが確認でき、申立人の特殊台帳の移管日が同年同月 13 日であることを踏まえると、当該移管を契機として発行されたものと考えられ、当該納付書発行日時時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、申立人の母親は、申立人の帰村後、A在住期間に保険料の未納期間があることを知ったことから、B村役場で相談し、分割で納付したと主張しているところ、上記納付書には、納付期間（13 か月分）を4回に分けて納付する場合の納期限が手書きで付記されており、その後、複数回にわたって分割納付していることが、申立人の所持する領収証書等により確認できることから、当該付記は、申立人の母親が役場に相談した際に教示を受けたものと考えられ、申立人及びその母親が申立人のA在住期間に未納があることを知った時期、納付の相談をした時期は、いずれも当該納付書

の発行を契機としたものと考えられる。

さらに、申立人に係るA市の収滞納リスト及び特殊台帳において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録と一致している上、申立人からは申立期間の保険料について現年度納付を行っていたとする具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月20日から34年4月4日まで  
② 昭和34年9月15日から38年11月30日まで

平成24年3月頃、A年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B社及びC社に勤務していた期間が脱退手当金の支給によって精算されていることを知った。

私は、脱退手当金を請求したことや受給した記憶が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年6月2日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和39年6月2日に支給決定されているところ、申立人は、在日外国人(D籍)であり、国民年金の国籍要件が撤廃され日本国内に住所を有する外国人が国民年金の被保険者とされた57年1月1日までの間は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できないとされていたこと、及び申立期間以降、厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。